

記入上の注意【死亡届】

届出書はすべて日本語(漢字、ひらがな、カタカナ)で書いてください。また、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

- (1)よみかたは、ひらがなで書いてください。
- (2)氏名は、字体を略すことなく、戸籍に記載されたとおりに書いてください。
- (3)生年月日は、和暦(昭和や平成)で書いてください。亡くなられた方が出生後30日以内の場合には、出生した時刻(生まれたのが夜の12時の場合には「午前0時」、昼の12時は「午後0時」)を書いてください。
- (4)死亡したときは、和暦(昭和や平成)で書いてください。死亡時刻(亡くなられたのが夜の12時の場合には「午前0時」、昼の12時は「午後0時」)を書きますが、当地発行の死亡証明書に時刻が記載されていません。別途死亡時刻が確認できる書類を添付してください(医師からの手紙など)。もし死亡時刻が確認できる書類が添付できない場合にはお問い合わせください。
- (5)死亡したところは、死亡地を書いてください。「オーストラリア連邦西オーストラリア州」に続けて「市、郡、町名」「サバーク(Suburb)名」「ストリート名」「番地」「ユニット番号」の順に書いてください。「市、郡、町名」は英語表記による住所では出てきません。不明な方はお問い合わせください。
- (6)住所は、現住所を書いてください。「オーストラリア連邦西オーストラリア州」に続けて「市、郡、町名」「サバーク(Suburb)名」「ストリート名」「番地」「ユニット番号」の順に書いてください。「市、郡、町名」は英語表記による住所では出てきません。不明な方はお問い合わせください。
世帯主の氏名は、その住所に住んでいる方の氏名を氏、名の順で書いてください。
- (7)本籍、筆頭者の氏名は、戸籍とおりに書いてください。特に番地は、「1-2-3」の様に省略せず、「1丁目2番地3」のように戸籍に書かれているとおりに書いてください。
- (8),(9)死亡した人の夫または妻は、□にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。婚姻状況にある場合には、配偶者の年齢を記入してください。

死亡したときの世帯の主な仕事と死亡した人の職業・産業

- (10)□にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
- (11)死亡した人の職業・産業は、西暦年の下一桁が「0」か「5」の年のみ、こちらからお渡しする資料を基に該当する番号を書いてください。
その他は、次のように書いてください「死亡証明書を添付する。」

届出人

□にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

- 住所は、西オーストラリア州の住所を書いてください。「オーストラリア連邦西オーストラリア州」に続けて「市、郡、町名」「サバーク(Suburb)名」「ストリート名」「番地」「ユニット番号」の順に書いてください。「市、郡、町名」は英語表記による住所では出てきません。不明な方はお問い合わせください。
- 本籍は、届け出る方の本籍を書いてください。特に番地は、「1-2-3」の様に省略せず、「1丁目2番地3」のように戸籍に書かれているとおりに書いてください。
- 届出人署名は、字体をくずさず日本語で書いてください。印鑑がない場合には右手の親指で拇印をつけてください。生年月日は、和暦(昭和や平成)で書いてください。